

輸出貿易管理令別表第三の二の規定により経済産業大臣が定める貨物(経済産業省告示第七百五十八号)

改 正 案	現 行
<p>輸出貿易管理令(昭和二十四年政令第三百七十八号)別表第三の規定に基づき、輸出貿易管理令別表第三の規定により経済産業大臣が定める貨物を次のように定め、平成十四年四月一日から施行する。</p> <p>なお、平成十二年通商産業省告示第九百二十二号(輸出貿易管理令別表第三の二の規定に基づき通商産業大臣が定める貨物を定める件)は、平成十四年三月三十一日限り、廃止する。</p>	<p>輸出貿易管理令(昭和二十四年政令第三百七十八号)別表第三の規定に基づき、輸出貿易管理令別表第三の規定により経済産業大臣が定める貨物を次のように定め、平成十四年四月一日から施行する。</p> <p>なお、平成十二年通商産業省告示第九百二十二号(輸出貿易管理令別表第三の二の規定に基づき通商産業大臣が定める貨物を定める件)は、平成十四年三月三十一日限り、廃止する。</p>
<p>輸出貿易管理令(以下「輸出令」という。)別表第三の二の規定により経済産業大臣が定める貨物は、次のいずれかに該当するものとする。</p> <p>一〇六 (略)</p> <p>七 輸出令別表第一の八の項に掲げる貨物であつて、貨物等省令第七条第一号ロに該当するもの</p> <p>八・九 (略)</p> <p>十 削除</p>	<p>輸出貿易管理令(以下「輸出令」という。)別表第三の二の規定により経済産業大臣が定める貨物は、次のいずれかに該当するものとする。</p> <p>一〇六 (略)</p> <p>七 輸出令別表第一の八の項に掲げる貨物であつて、貨物等省令第七条第一号ロ又はハに該当するもの</p> <p>八・九 (略)</p> <p>十 輸出令別表第一の九の項(七)に掲げる貨物であつて、貨物等省令</p>
<p>十一 削除</p> <p>十二 (略)</p> <p>十三 削除</p> <p>十四 削除</p> <p>十五〇十九 (略)</p> <p>二十 輸出令別表第一の十の項(九)に掲げる貨物であつて、貨物等省令第九条第十一号イ、ロ又はヲに該当するもの</p> <p>二十一〇二十六 (略)</p>	<p>第八条第九号に該当するもの</p> <p>十一 輸出令別表第一の九の項(八)に掲げる貨物であつて、貨物等省令第八条第十号に該当するもの</p> <p>十二 (略)</p> <p>十三 輸出令別表第一の九の項(十)に掲げる貨物であつて、貨物等省令第八条第十二号に該当するもの</p> <p>十四 輸出令別表第一の九の項(十一)に掲げる貨物であつて、貨物等省令第八条第十三号に該当するもの</p> <p>十五〇十九 (略)</p> <p>二十 輸出令別表第一の十の項(九)に掲げる貨物であつて、貨物等省令第九条第十一号ロに該当するもの</p> <p>二十一〇二十六 (略)</p>